

---

# **八王子市 乳幼児期の教育・保育に関する方針**

---

**「量」の適正化と「質」の向上**

**(素案)**

令和7年(2025年)2月  
八王子市



## はじめに

乳幼児期の教育・保育(以下「幼児教育・保育」という。)は、忍耐力・社会性・感情コントロールなどの非認知能力を養い、子どもの人格の基礎を形成します。また、子どもが将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすためには、幼児教育・保育の質が重要であると世界的に注目されています。

国では、令和5年(2023年)にこども家庭庁を創設し、「こども大綱」で掲げた「こどもまんなか社会」の実現を目指すために「はじめの100か月の育ちビジョン」を策定し、東京都でも令和4年(2022年)に子供政策連携室を創設し、「こども未来アクション」を策定するなど、社会全体として子どもに対する施策に重点を置くようになってきました。

これまで本市においては、働きながら子育てできる環境を整備し、待機児童解消へ向けた取組や、「幼児教育・保育センター」を設置し、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭(以下「保育者」という。)の支援やガイドラインの策定、巡回支援、保・幼・小連携の推進など、積極的な取組を行ってきました。

しかしながら、全国的に少子化が加速する中、本市においても就学前児童は大幅に減少し、保育施設では多くの空き定員が生じています。また、共働き世帯の増加に伴う保育需要の高まりにより、幼稚園の在籍児童も大幅な減少を続けています。このままでは、子どもにとって成長する過程で大切な、子ども同士で育ち合う機会が減少し、非認知能力の育成が妨げられる恐れがあります。また、各施設の定員割れは経営に影響を及ぼし、職員の安定的な雇用が難しくなり、職員一人あたりの業務負担増による労働環境の悪化を招く恐れがあることから、不適切な幼児教育・保育や事故の増加などが懸念されます。

このような状況を踏まえ、中長期的な視点で地域の幼児教育・保育ニーズ(以下「保育ニーズ」という。)に則した提供量の適正化、公立保育園の再編を含めた幼児教育・保育施設全体のあり方、質の高い幼児教育・保育を安全に提供できる環境の充実と支援機能の強化などについて、令和5年(2023年)7月に八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会に「乳幼児期の教育・保育に関する方針」について諮問を行い、令和6年(2024年)3月に答申を受けました。

本方針は上記答申を踏まえ、本市における幼児教育・保育に関する方向性を示し、本市で育つすべての子どもが、将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすことのできる方針として定めます。

## 目 次

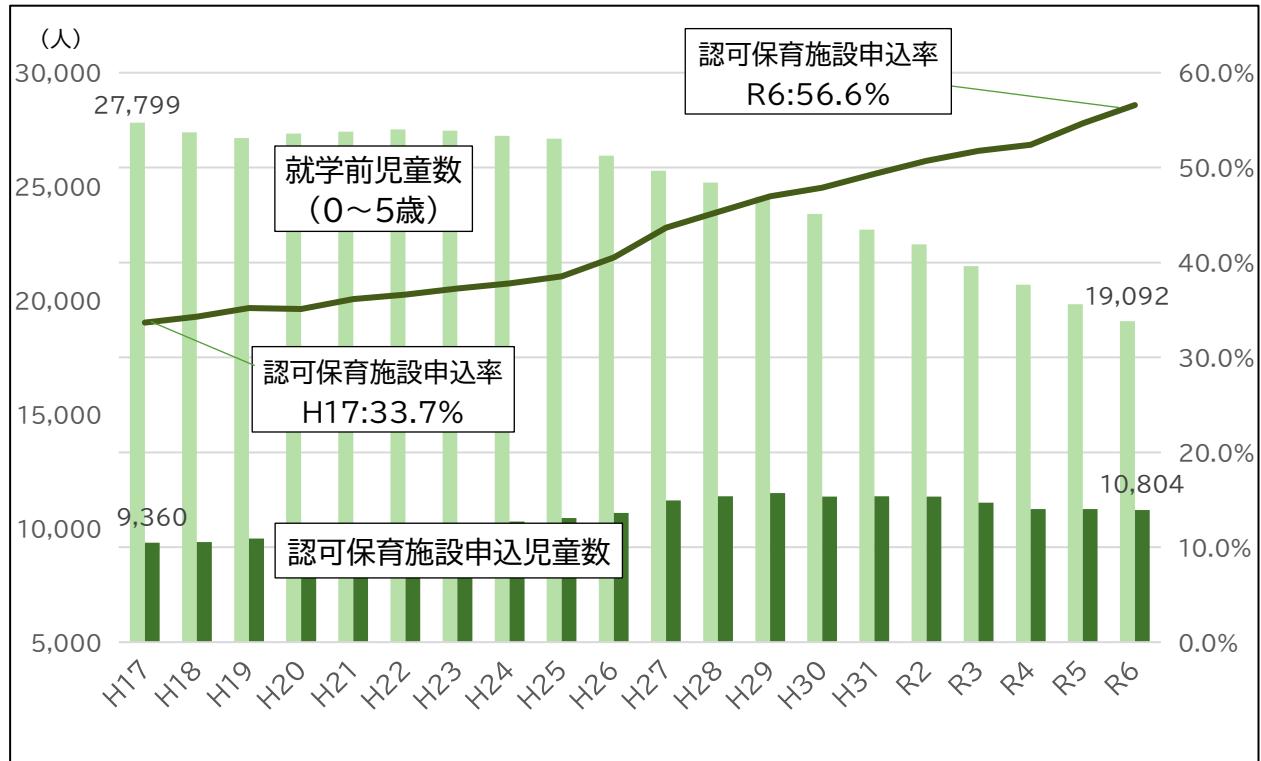
1 八王子市における保育の現状	
(1)就学前児童数及び認可保育施設申込児童数の推移	1
(2)認可保育施設の空き定員の推移	2
(3)施設類型別の利用児童数の推移	3
(4)年齢別施設利用児童数の状況	4
(5)保育施設の待機児童数の推移	5
(6)公立保育園(直営園)の定員と在籍児童数の推移	6
2 幼児教育・保育の質の向上	
(1)幼児教育・保育の質を保障する環境づくり	7
(2)「こどもまんなか」のデザイン思考	8
(3)幼児教育・保育センターの充実	9
3 持続可能な幼児教育・保育体制の確保	11
4 公立保育園の役割と再編	
(1)公立保育園(直営園)の役割と再編	13
(2)公立保育園(公設民営園)の今後の方針	16
5 参考資料	18
6 用語解説	20

# 1 八王子市における保育の現状

## (1)就学前児童数及び認可保育施設申込児童数の推移

本市の就学前児童数(0歳から5歳の人口)は、各地域とも減少傾向にあり、認可保育施設申込児童数も減少していく見込みです。一方で、共働き世帯の増加により、認可保育施設申込率は年々上昇しており、国の想定する60%程度まで上昇する見込みです。(図1)

図1 就学前児童数及び認可保育施設申込児童数、認可保育施設申込率の推移(各年4月1日時点)



※就学前児童数:八王子市住民基本台帳

認可保育施設申込児童数:子ども家庭部調べ

### ポイント

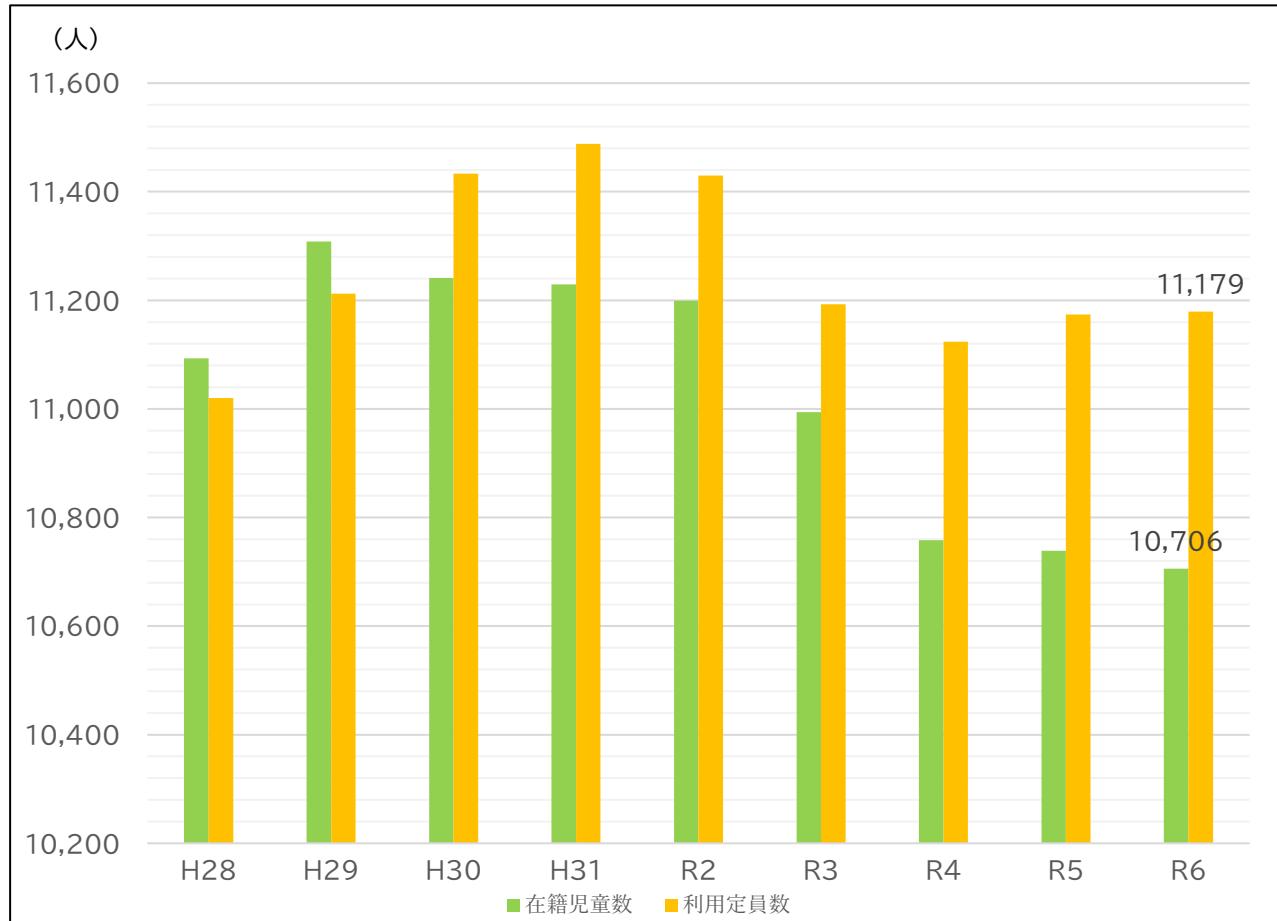
- 令和6年(2024年)の就学前児童数(0~5歳)は、平成17年(2005年)と比べ、31.3%減少しました。
- 認可保育施設申込率は、共働き世帯の増加等により、国の想定の60%程度まで、引き続き上昇する見込みです。
- 認可保育施設申込児童数は、今後ゆるやかに減少する見込みです。

## (2)認可保育施設の空き定員の推移

市内の認可保育施設は令和6年(2024年)4月1日時点で、認可保育所96施設(公立及び分園を含む。)、認定こども園22施設(分園を含む。)、家庭的保育事業所12施設、小規模保育事業所8施設(公立を含む。)、事業所内保育事業所7施設があります。

令和6年(2024年)4月1日時点で、473人分の空き定員が発生しており、今後各施設の定員数を維持した場合、就学前児童数の減少に伴い在籍児童数が減少していくことから、今後の空き定員は増加する見込みです。(図2)

図2 認可保育施設における利用定員数及び在籍児童数の推移(各年4月1日時点)



※利用定員数:認可保育所、認定こども園(保育定員)、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の定員数

在籍児童数:市内に居住する利用者に限り、市外に所在する施設の利用者を含む。

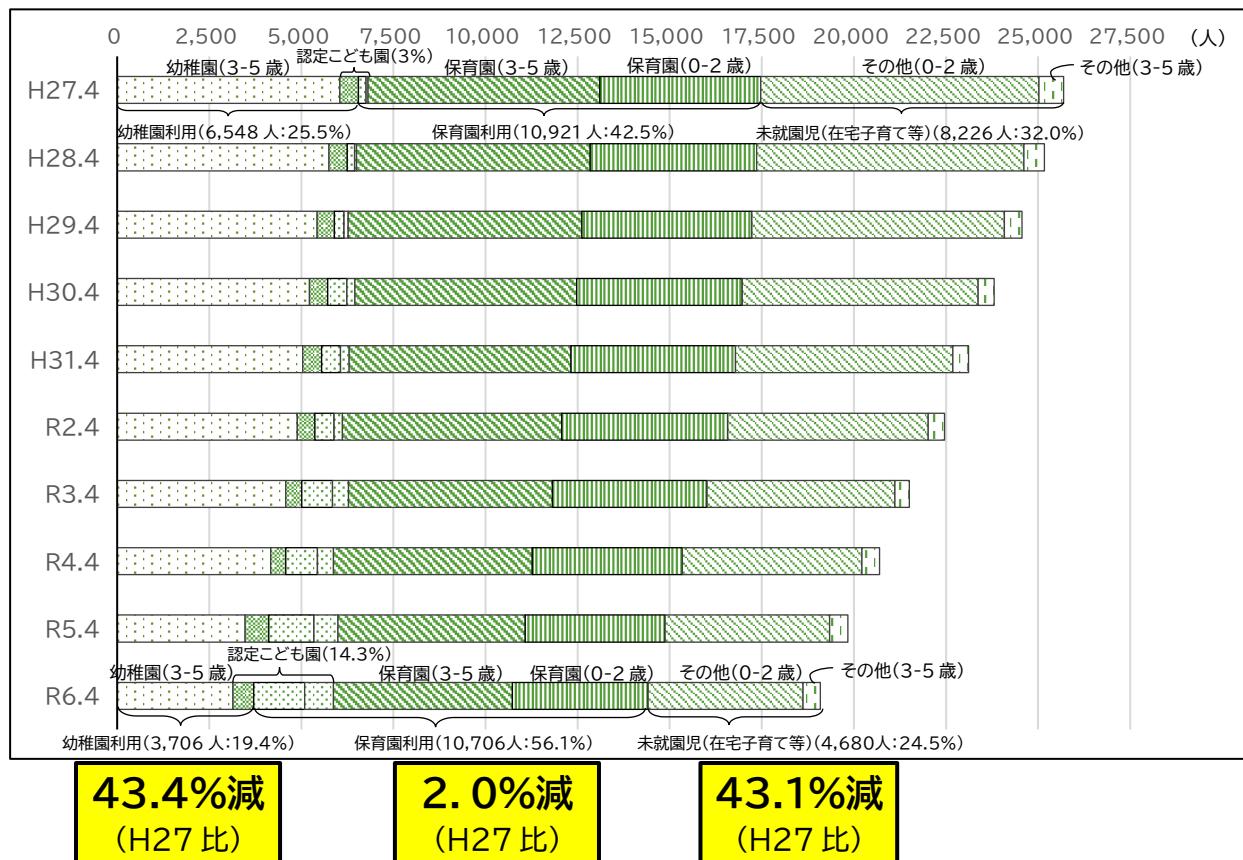
### ポイント

- 市内の認可保育施設では、令和6年(2024年)4月1日時点で473人分の空き定員が生じています。
- 今後の空き定員は、ますます増加する見込みです。

### (3)施設類型別の利用児童数の推移

幼稚園利用児童数について、平成27年(2015年)は6,548人でしたが、令和6年(2024年)には3,706人となっており、43.4%減少しました。また、保育園利用児童数については、平成27年(2015年)は10,921人でしたが、令和6年(2024年)は10,706人となっており、2.0%減少しました。このほか、未就園児数(保育園や幼稚園に通園していない児童数)については、平成27年(2015年)は8,226人でしたが、令和6年(2024年)は4,680人となっており、43.1%減少しました。これらのことから、共働き世帯が多くなり、子育て家庭において、保育を利用する傾向が高まっていることが分かります。(図3)

図3 施設類型別利用児童数の推移



\*市内に居住する利用者に限り、市外に所在する施設の利用者を含む。

\*保育園は、認可保育所(公立含む)、認定こども園(保育定員)、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所を含む。(各年4月1日時点)

\*認定こども園は幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型を含む。(各年4月1日時点)

\*幼稚園は幼稚園類似施設等を含む。(各年5月1日時点)

\*その他は認可外保育施設(認証保育所及び企業主導型保育事業所を含む。)の利用者、在宅子育て等を含む。

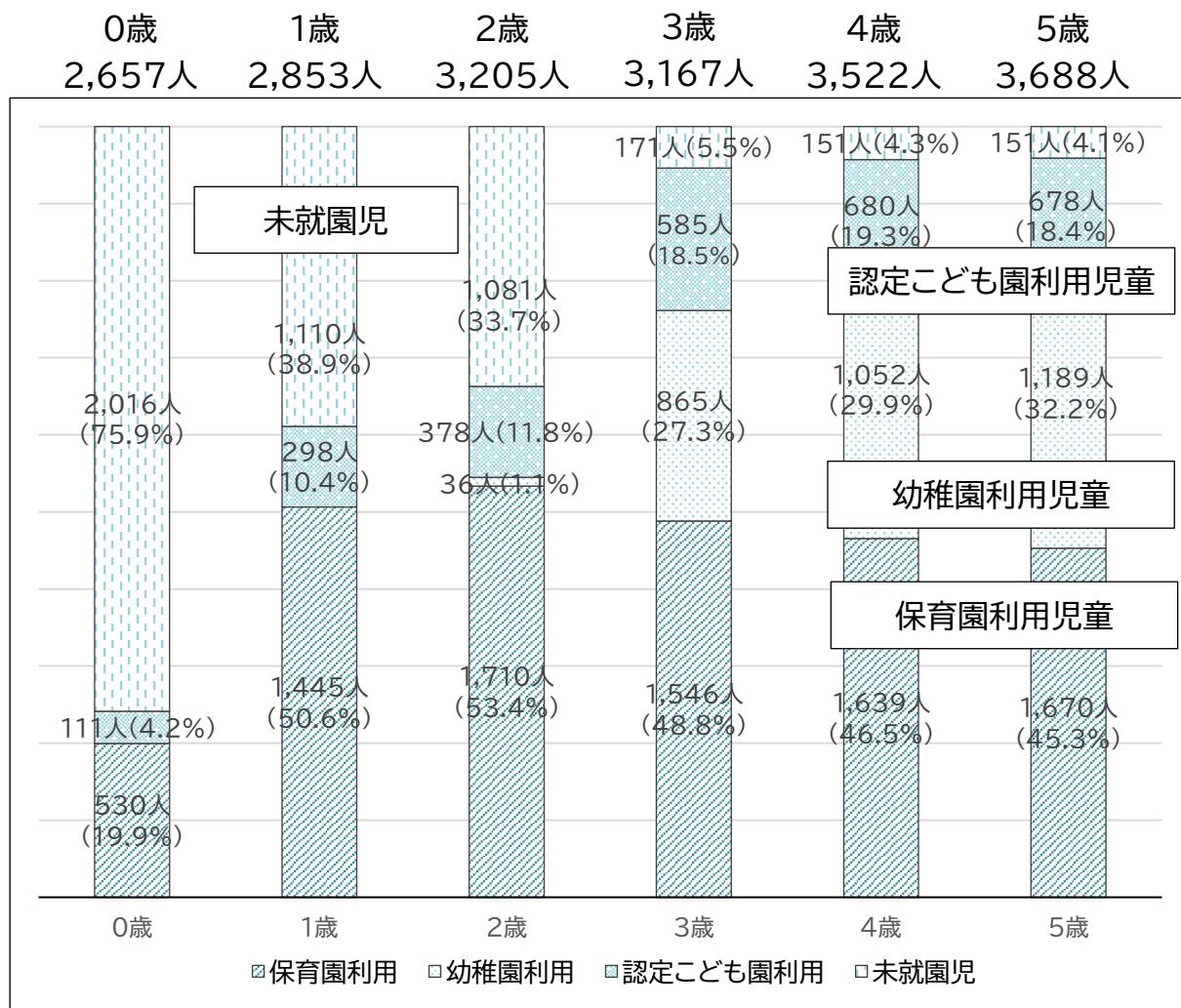
#### ポイント

- 平成27年(2015年)と令和6年(2024年)を比較すると、幼稚園利用児童数は43.4%減少し、保育園利用児童数は2.0%減少し、未就園児数(保育園や幼稚園に通園していない児童数)は43.1%減少しました。保育園利用児童数はほとんど減少していないため、保育需要は高い状態にあります。

#### (4)年齢別施設利用児童数の状況

本市における0歳児から5歳児までの年齢別施設利用状況として、保育園や幼稚園に通園していない割合が高いのは0歳児から2歳児となっています。厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会の取りまとめ(令和3年(2021年)12月20日)」によれば、これら未就園児を養育する家庭では、少子化社会の進展等を背景として、地域の中で孤立した子育て(孤育て)を強いられるケースが指摘されており、支援の必要性が高まっています。(図4)

図4 年齢別施設利用児童数(令和6年度(2024年度)時点)



##### ポイント

- 未就園児(保育園や幼稚園等に通園していない児童)は、0歳児から2歳児が多いです。
- 未就園児の家庭においては、地域の中で孤立した子育て(孤育て)を強いられるケースが指摘されており、支援の必要性が高まっています。

## (5)保育施設の待機児童数の推移

本市における保育施設の待機児童数は、平成22年(2010年)の496人から大幅に減少し、令和6年(2024年)には15人となっており、市全体としては解消に向かっていますが、待機児童が発生している地域がある一方で空き定員が生じている地域もあり、保育需要の偏在がみられます。(図5)

図5 保育施設の待機児童数の推移(各年4月1日時点)

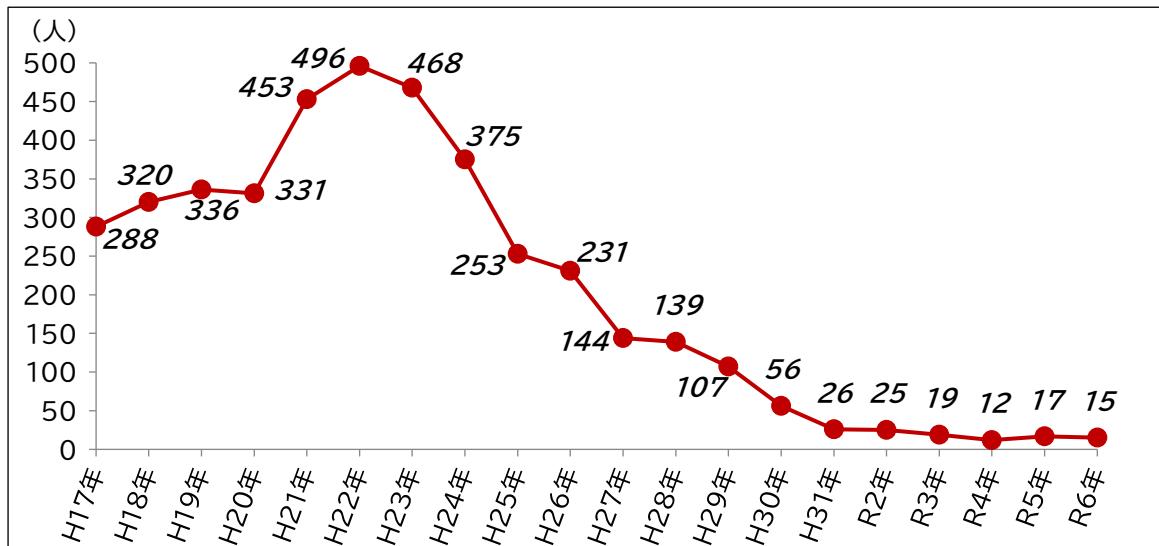


表1 地域別待機児童数の推移 (人)

地域		H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
1	本庁	12	8	2	3	1	3	0
2	浅川	1	1	4	6	0	0	0
3	由木	4	2	1	0	2	0	0
4	由木東	1	0	1	0	3	1	0
5	南大沢	2	1	2	0	0	0	0
6	横山	2	0	4	0	0	2	4
7	館	1	0	0	0	0	1	0
8	元八王子	0	0	1	1	1	1	0
9	恩方	0	0	0	0	0	0	0
10	川口	0	0	2	0	1	0	0
11	加住	0	0	0	0	0	0	0
12	由井	16	5	5	3	4	6	10
13	北野	13	5	1	6	0	2	1
14	石川	4	4	2	0	0	1	0
計		56	26	25	19	12	17	15

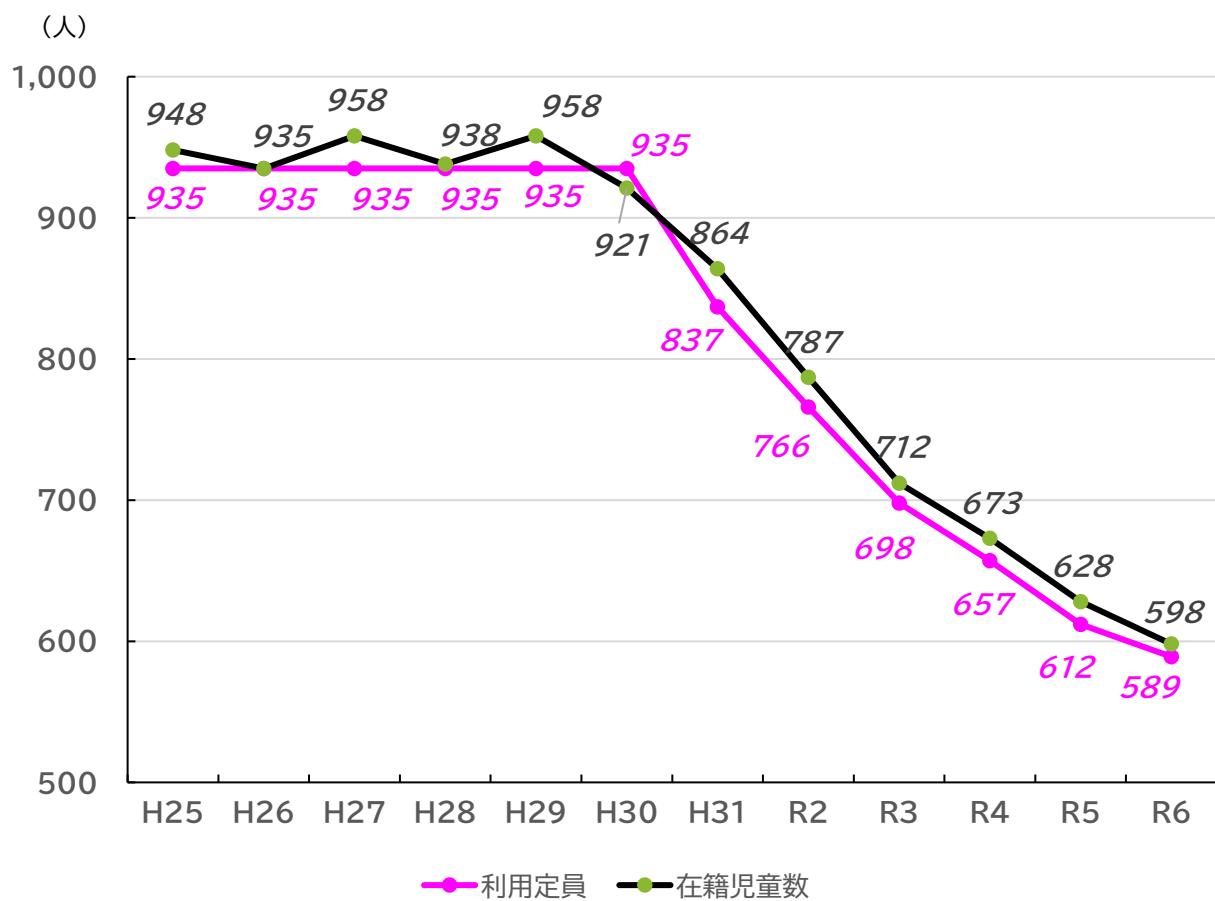
### ポイント

- 保育施設の待機児童数は、令和6年(2024年)4月1日時点で15人です。
- 待機児童が発生している地域がある一方で空き定員が生じている地域もあり、保育需要の偏在がみられます。

## (6)公立保育園(直営園)の定員と在籍児童数の推移

公立保育園(直営園)では、これまで、就学前児童数の減少傾向を踏まえた保育ニーズに対する需給調整の観点から、段階的に定員を縮小してきました。しかしながらこれ以上の定員縮小を続けた場合、集団行動、遊びの経験(子ども同士で育ちあう機会)が減少する等、集団としての幼児教育・保育に影響があり、課題となっています。(図6)

図6 公立保育園(直営園)の利用定員数と在籍児童数の推移(各年4月1日時点)



### ポイント

- 公立保育園(直営園)では、これまで保育ニーズに対する需給調整の観点から、段階的に定員を縮小しています。
- これ以上の定員減少は集団としての幼児教育・保育に影響があり、課題となっています。

## 2 幼児教育・保育の質の向上

### (1) 幼児教育・保育の質を保障する環境づくり

#### «現状と課題»

質の高い幼児教育・保育の実践には、子どもが安全・安心な生活を送るための養護のいきとどいた保育者の援助や、子どもの主体的な活動を保障するための環境づくりが必要です。本市においては、保育者の研修内容及び施設への支援機能の充実、幼児教育・保育の質の確保のため、令和3年(2021年)2月に八王子市幼児教育・保育センターを設置し、事故の発生・再発防止に向け、「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」を策定しました。また、幼児教育・保育センターにおける具体的な課題について専門的な立場から指導又は助言を行う「幼児教育・保育センタースーパーバイザー」を活用し、その指導・助言のもと、幼児教育・保育の質の確保のため、「乳幼児すくすくガイドライン」を策定しました。

さらに、「子育てしやすいまちナンバーワン」を目指し、国の基準を上回る独自の基準を設け、保育士の配置改善を進めてきました。

自己肯定感や思いやりなどの非認知能力の育成は世界的にも注目され、ますます重要となつてきており、非認知能力を向上させるためにも、より一層質の高い幼児教育・保育の取組が求められています。また、園児が健やかな園生活を送るためにには、保育者と園児との信頼関係が重要であり、信頼関係を築くためには保育者が継続的に園児と関わりあうことが必要なことから、「長く働くことができる」職場づくりや人材の確保に向けた取組が課題となっています。

#### «取組の方向性»

##### ① 質の向上のための新たな取組

乳幼児の豊かな心の育ちをサポートするための主体的・協働的な探究活動の実践を促進する東京都の「とうきょうすくわくプログラム」も活用し、子ども自身が他の子どもたちや保育者との関係性の中で、自ら興味をもって考えながら探求する環境を整え、幼児教育・保育の充実を図ります。また、保育者が子どもの主体性を育むために、保育者同士や教職員との交流や研修の実施、地域住民との交流を行うことで、相互理解や学びを通して幼児教育・保育の質の向上に努めています。

##### ② 幼児教育・保育センタースーパーバイザーの活用

引き続き、幼児教育・保育センタースーパーバイザーを活用し、幼児教育・保育センターでの活動内容等について専門的な見地から指導又は助言を得ることで、幼児教育・保育センターにお

ける幼児教育推進体制の強化と、幼児教育・保育施設への助言・指導を行う幼児教育・保育アドバイザーの資質向上を図り、幼児教育・保育の質の確保に努めていきます。

#### ③保育士配置基準の見直し

保育環境に係る保護者のニーズや保育現場における課題を捉えて、必要に応じて職員配置基準の見直しを行い、幼児教育・保育の質の向上や多様な保育ニーズに対応していきます。

#### ④働きやすい労働環境の整備

幼児教育・保育の質を向上させる取組の一環として、保育者の事務作業の負担軽減や子どもの事故等の防止のため、幼児教育・保育施設におけるデジタル化を推進してきました。今後は、保育内容に関する打合せや保育の準備時間として、「ノンコンタクトタイム」が確保できる環境づくりを支援していきます。

#### ⑤ハラスメント防止研修の実施

現在、保育者の離職の理由としてもっと多いのは、「職場の人間関係」と言われています。「長く働くことができる」職場環境を整えるためには、言動によって他者を不快にさせ、尊厳を傷つけるようなハラスメントの防止措置が必要となります。幼児教育・保育センターが中心となり、チェックリストの作成や研修を充実させ、幼児教育・保育施設で働くすべての職員がハラスメントに関する意識を高められるよう取り組みます。

### (2)「こどもまんなか」のデザイン思考

#### «現状と課題»

本市では、希望するすべての家庭が子どもを預けられるよう多様な幼児教育・保育の提供に取り組み、共働き世帯の増加に伴う保育ニーズに対応するため、待機児童問題の解消を進めてきました。また、本市は、児童虐待防止のために「八王子市児童虐待対応マニュアル」を作成し、児童虐待の予防と防止、対応について示しています。少子化が進行する中、国においては令和5年(2023年)4月にこども基本法が施行されるなど、権利主体としての子どもの最善の利益を常に第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えていく「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。本市でも、このような国の動向も踏まえ、幼児教育・保育施設と行政との共創的な取組を通して、本市で育つすべての子どもが将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすことができるよう子育て支援に取り組んでいく必要があります。

### ＜取組の方向性＞

#### ① 幼児教育・保育施設の多機能化の推進

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、幼児教育・保育施設の空きスペースを活用し、就労要件を問わず柔軟に利用できる国「こども誰でも通園制度」の実施を検討していきます。また、幼児教育・保育施設の多機能化に向け、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業など、現在行っている多様な幼児教育・保育の取組が安定的に存続できるよう支援していきます。

#### ② 不適切保育(性被害を含む。)発生防止のための取組

今後もすべての子どもが、安全で快適な環境のもと、安心して健やかに成長することができるよう、「八王子市児童虐待対応マニュアル」を活用するほか、幼児教育・保育施設内における不適切な保育(性被害を含む。)の発生防止のための研修や必要な支援を実施していきます。

#### ③ 子どもの多様な育ちを支えるための情報提供強化

子ども一人ひとりの発達や家庭の状況に合わせ、ふさわしい選択の機会を確保するため、幼児教育・保育施設に関する情報について、保護者への情報提供を強化するとともに、引き続き八王子市子育て応援サイトにおいて情報発信を行っていきます。

## (3) 幼児教育・保育センターの充実

### ＜現状と課題＞

幼児教育・保育センターでは、幼児教育・保育の質のさらなる向上を実現するため、発達が気になる子どもや特別な配慮を要する子ども一人ひとりに即した支援や保護者に寄り添う支援のため幼児教育・保育施設への巡回発達相談支援事業を行っています。巡回発達相談支援事業の申請件数は年々増加しており、支援のより一層の充実が求められています。

また、小学校教育との円滑な接続のために「保・幼・小子育て連絡協議会」を設置し、関係機関との連携強化を図っています。

このほか、幼児教育・保育の質の向上のために保育従事者研修をはじめとする様々な研修や講演会を行っていますが、幼児教育・保育施設の参加率にはらつきがあります。

さらに、幼児教育・保育アドバイザーを配置し、幼児教育・保育の内容や園児への援助方法等に課題を感じている施設に対する訪問支援を行うとともに、研修の充実、本市の乳幼児期の教

育・保育の質に関する指針「乳幼児すくすく育てくガイドライン」を策定しました。

令和5年度(2023年度)からは、幼児教育・保育の質のより一層の向上の取組として、公立保育園を中心として、他園の保育を参観し、保育に関する文化や方法の違いに触れ、自身の保育を振り返る契機とする公開保育を実施しています。

今後は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、本市で育つすべての子どもが将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすために、より一層幼児教育・保育センターの充実を図る必要があります。

### «取組の方向性»

#### ①障害児支援の強化

幼児教育・保育施設への巡回発達相談支援事業の実施件数を増やし、発達が気になる子どもや特別な配慮を要する子ども一人ひとりに即した支援や保護者に寄り添う支援を充実させるとともに、児童発達支援センター等の関係機関との連携強化により、発達障害等の早期発見と早期支援に努めます。

#### ②職員の資質向上に向けた取組の推進

子どもたちが安全・安心に生活できる環境を整え、また、主体的な遊びの経験から豊かな学びを体得する機会を創出できるよう、研修を充実させるほか、研修参加率の向上を図り、さらなる職員の資質向上に取り組みます。また、幼児教育・保育センターにおいて、公立保育園で実施している公開保育を民間の幼児教育・保育施設においても実施できるように必要な支援を行うとともに、映像データの活用による保育の振り返りや「保育の見える化」(ドキュメンテーション等)の推進により、市全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

#### ③保・幼・小連携の推進

平成30年(2018年)4月に「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」が共通の指針として定められました。この指針を小学校就学への円滑な接続の手掛かりとして活用し、本市教育委員会との連携を強化するとともに、「保・幼・小連携の日」などによる学童保育所を含む就学前後の教育・保育機関相互での教職員の交流や、「すくすくシート(就学支援シート)」などを活用した情報共有を促進していきます。

### 3 持続可能な幼児教育・保育体制の確保

#### «現状と課題»

着実な施設整備による「量」(定員)の確保により、令和6年(2024年)4月時点で待機児童は15人となり、最も多かった平成22年(2010年)の496人からは大幅に減少しました。

令和4年度(2022年度)には、地域的な保育需要の偏りや少子化・人口減少に対応する適切な定員設定を目的として、事業者の意向を踏まえつつ、市域の実情に応じた定員変更を可能とする「八王子市特定教育・保育施設の定員適正化に関する基準」を設け、定員設定に向けた助言や調整を行っています。

また、本市では、これまで、幼児教育・保育の重要性を認識し、八王子市子ども・若者育成支援計画(令和2年度から令和6年度)の基本施策6において「認定こども園の設置促進」を掲げて、質の高い幼児教育・保育を一体的に提供することができる認定こども園の設置を推進してきました。これにより、令和元年度(2019年度)時点では7施設であった認定こども園は、22施設(分園を含む。)になりました。

一方で、就学前児童数の減少に伴い市内の保育施設における空き定員は増加傾向にあるため、この状況が持続すると、集団による幼児教育・保育が出来ないことによる子どもの成長への影響が懸念されます。また、定員割れが経営に影響を及ぼし、職員の安定的な雇用が難しくなり、職員一人あたりの業務負担増による労働環境の悪化を招く恐れがあります。

今後は、中心市街地やニュータウン、山地や丘陵地など、地域ごとの特性を踏まえながら、待機児童解消の実現・維持というこれまでの視点に加え、幼児教育・保育施設が地域社会になくてはならない公共的な社会基盤であるという認識を持ったうえで、将来世代に負担を残さないために必要な取組を進めていく必要があります。

#### «取組の方向性»

##### ①適切な定員設定に向けた運営指導

引き続き、令和4年度(2022年度)に定めた「八王子市特定教育・保育施設の定員適正化に関する基準」に基づき適切な定員設定を行うように助言等を行うことで、幼児教育・保育施設を希望する人がいつでも入園できる幼児教育・保育の提供量を確保しつつ、地域における保育ニーズに対し過剰供給とならないよう適正な幼児教育・保育体制を確立していきます。

## ②今後の施設整備方針

持続可能な幼児教育・保育体制の確保に向けて、今後の保育施設の整備にあたっては、これまでの「量」の確保という視点に加え、次に掲げる様々な要素も総合的に考慮します。

ア 施設の老朽度(保育施設の築年数や改修状況等を総合的に考慮して判断)

イ 当該地域における保育ニーズ

ウ 施設整備計画の実現可能性

エ 関係者との合意形成

オ その他整備の必要性・緊急性に係る事情

ただし、施設の新規整備は多額の費用を要し、土地や建物の確保面でも制約があり、就学前児童数の減少傾向を踏まえると、持続可能な幼児教育・保育体制の確保に向けた取組としては効果的とはいえないため、今後は実施しないこととし、既存施設の改築・修繕を進めます。

## ③認定こども園について

認定こども園については、認可保育所から移行した場合においても、幼稚園から移行した場合においても、互いの需要と競合してしまうことになり、少子化が進んでいる状況では各幼児教育・保育施設の経営にも影響を与えることになります。

よって、今後の認定こども園移行については、各地域における就学前児童数及び出生数の推移、今後の幼児教育・保育の需要、国の施策動向も見極めながら、慎重に検討していきます。

## 4 公立保育園の役割と再編

### (1) 公立保育園(直営園)の役割と再編

#### «現状と課題»

本市では、子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、公立保育園(直営園)(以下「直営園」という。)が、障害児保育の充実や家庭福祉員の支援の役割を担い、子ども家庭支援センターと連携を図ってきました。その後、急速な少子化の進行に伴う就学前児童数の減少や、保育施設等への申込率の上昇といった社会状況の変化を踏まえ、平成30年(2018年)に「公立保育園あり方検討会」において直営園の役割を再検討し、平成16年(2004年)に定めた役割を継続しつつ、地域における中核的役割を強化しながら、幼児教育・保育の質を高める役割、医療的ケア児の受け入れを行うなど特別な配慮を必要とする児童を含む幼児教育・保育の充実、保・幼・小連携における役割も担ってきました。

また、6頁でも述べたように、直営園では、就学前児童数の減少を踏まえ、保育ニーズに対する需給調整の観点から、待機児童がいる地域を除いて、段階的に定員を縮小してきました。しかしながら、集団としての幼児教育・保育の視点からこれ以上の定員縮小は難しい状況です。

このほか、直営園は10園のうち6園が築50年以上経過し、老朽化が進んでおり、施設の修繕に要する費用も増加しています。

#### «取組の方向性»

これまで担ってきた公立保育園の役割を踏まえつつ、本市における幼児教育・保育の「量」の適正化、「質」の維持・向上を図るために、直営園を再編する必要があります。直営園の再編によって、公立保育園における人材を集約し、体制の強化を行うことで、関係機関とのさらなる連携強化や、先進的な保育の研究・実践を行い、「質」の向上を図ります。また、今後は主に民間保育施設により、地域における保育提供量の確保を図ります。

再編に当たっては、次の点に留意します。

- ア 周辺地域の保育ニーズと各園の定員数との需給バランスを考慮し、待機児童の抑制に努める。
- イ 直営園の立地状況や施設の老朽度等を考慮する。
- ウ 市域が広域に及ぶことから、直営園の立地が偏らないようにする。
- エ 地域の拠点づくりやその他の公共施設との複合化などを検討する。

また、「再編」に伴い、以下の取組を進めていきます。

①幼児教育・保育のセーフティネットに対応した職員配置の調整

虐待予防の視点からの未就園児に対する支援や、障害児支援等を充実させるとともに、大規模災害発生時における保育を提供するなどして、幼児教育・保育のセーフティネットとしての役割に対応するため、直営園の職員配置の調整を行っていきます。

②関係機関との連携強化等による支援の充実

令和7年(2025年)4月から設置を予定していることも家庭センター等の関係機関との連携を強化します。また、再編に伴い必要な保育士数は減少するため、ソーシャルワーク業務等に直営園の保育士を活用し、地域の子育て支援拠点としての機能や子どもの成長・生活環境に悩みを抱える家庭への支援の充実に努めます。

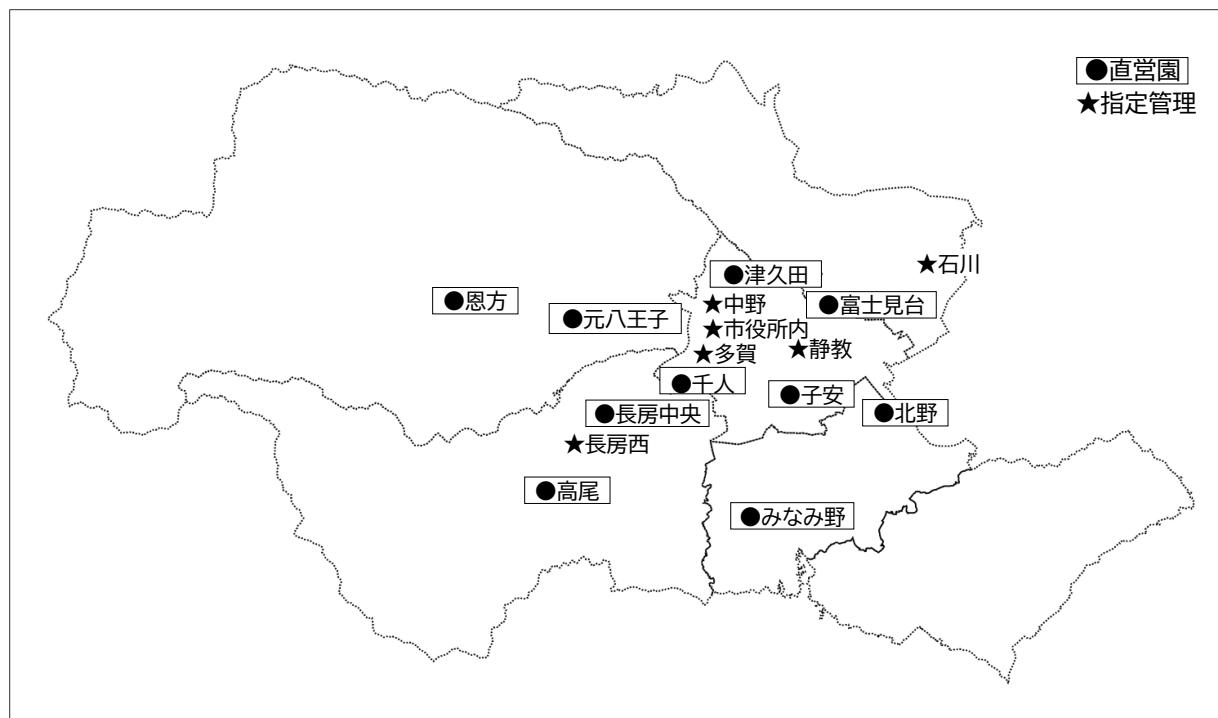
③先進的な保育の研究・実践

直営園で実施している公開保育を民間の幼児教育・保育施設へ拡充するとともに、東京都が実施している「とうきょうすくわくプログラム」を直営園でも活用し、幼児教育・保育アドバイザー等と連携しながら、幼児教育・保育の本質である「子どもの主体的な遊びをとおした学び」を実践し非認知能力を育成する保育の充実を図ります。

図7 公立保育園の役割

平成16年に定めた役割	平成30年に定めた役割	今後の役割
1 障害児保育の充実	1 保育の質を高める役割	量の視点 1 定員調整(再編)による需給バランスの調整
2 家庭福祉員の支援	2 特別な支援を必要とする児童を含む保育の充実	
3 保育問題の現状を把握する機関	3 保・幼・小連携における役割	2 教育・保育のセーフティネットに応する職員配置の調整
4 子ども家庭支援センター及び地域センターとの連携	4 要支援・要保護児童への対応	3 関係機関との連携支援強化 施設類型や公民問わず、すべての施設・保育者との連携支援強化
5 虐待等の見守り支援時的人的支援(サポートの役割)	5 在宅子育て家庭支援	質の視点 4 先進的な保育の研究・実践
6 子育て支援事業の実施	6 家庭的保育事業などの支援	
7 民間保育所及び教育、母子保健に関わる関係機関との連携による事業等の実施	7 保育問題の現状を把握する機関	

図8 公立保育園の位置図(令和6年(2024年)4月時点)



## (2)公立保育園(公設民営園)の今後の方針

### «現状と課題»

公立保育園(公設民営園)(以下「指定管理園」という。)については、民間の能力を活用することで地域の保育ニーズに対応するため、平成18年(2006年)から指定管理者制度による運営を開始し、現在、小規模保育事業を含む6施設が指定管理者により運営されています。指定管理園は直営園と同様に、障害児の受け入れ等の多様化する保育ニーズに対応する役割を担ってきました。しかし一方で、少子化の影響による申込児童数の減少や施設の老朽化などにより、持続可能な園運営が困難になってきています。多様化する保育ニーズに対応するために指定管理園が直営園と同様に担ってきた役割・機能を、今後も継続していくための方策を検討していく必要があります。

### «取組の方向性»

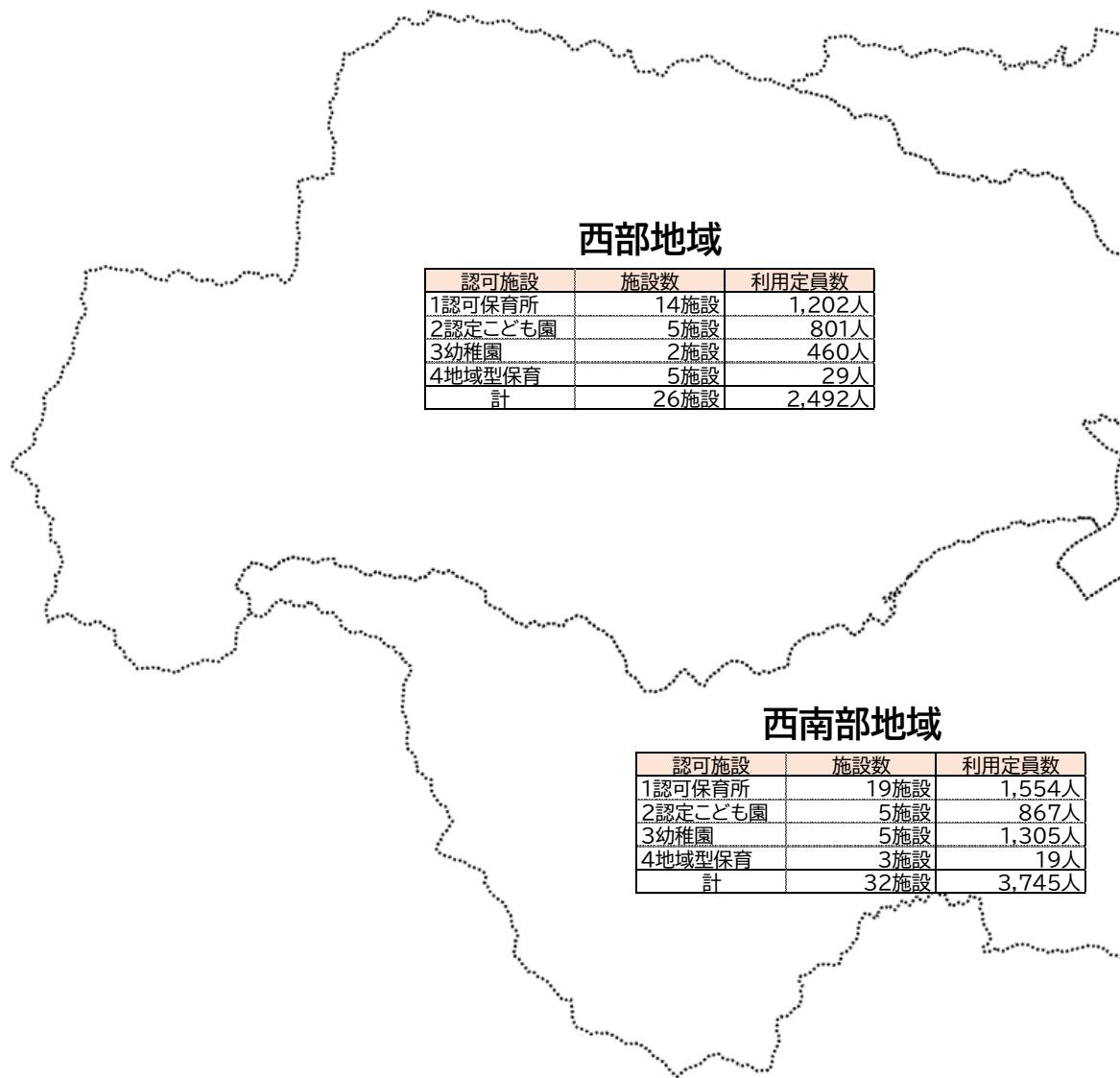
原則として、市役所内保育園を除く中野保育園、石川保育園、静教保育園、多賀保育園、長房西保育園は民間の能力をより一層活用することができる公私連携型保育所制度への移行を目指します。公私連携型保育所制度とは、児童福祉法第56条の8に規定されている保育所の運営に関する仕組みであり、市と「協定」を締結し、公私連携法人として市から指定を受けた法人が運営する保育所を公私連携型保育所とするものです。市は「協定」を締結することで一定の関与を残しつつ、民間保育園として運営します。また、指定管理者制度より長期の協定期間を定め、直営園と同様の水準での保育を提供することで、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図ることができます。指定管理園の公私連携型保育所制度への円滑な移行を目指し、市民への十分な周知及び関係者との調整を行っていくとともに、移行に向けて準備を整えていきます。

表2 公立保育園の再編にあたり考慮すべき主な事項

園名	再編にあたり考慮すべき主な事項								
	在籍児童数(人) (4/1時点)				地域保育 需要予測	築年数 (R6.4.1)	近隣の民間保育 施設数 (空き定員数) (半径 1.2km)	災害 警戒区域	
	H30	R4	R5	R6					
1公立保育園(直営)									
1	子安	103	44	41	40	増加 傾向	52年	12施設 (▲29人)	—
	子安分園	-	69	65	66	増加 傾向	4年	13施設 (67人)	—
2	千人	96	74	65	58	減少 傾向	51年	15施設 (25人)	浸水 0.5~1.0m
3	高尾	92	47	43	37	減少 傾向	48年	4施設 (14人)	浸水 1.0~3.0m
4	恩方	84	49	45	42	現状 維持	50年	3施設 (10人) ※半径 2.0 km	土砂災害 警戒区域 (土石流)
5	富士見台	67	46	44	40	減少 傾向	51年	6施設 (4人)	—
6	津久田	105	79	76	76	減少 傾向	9年	5施設 (50人)	浸水 0.5~1.0m
7	長房中央	85	54	47	43	現状 維持	23年	7施設 (▲18人)	—
8	北野	95	74	70	69	減少 傾向	54年	5施設 (77人)	浸水 0.5~1.0m
9	元八王子	87	53	44	39	減少 傾向	50年	7施設 (65人)	浸水 0.5m 未満
10	みなみ野	107	84	88	88	増加 傾向	28年	5施設 (1人)	—
2公立保育園等(指定管理者制度による運営)									
1	中野	87	85	88	89	減少 傾向	48年	浸水 0.5m 未満	
2	石川	80	77	85	81	減少 傾向	53年		
3	静教	73	73	73	73	現状 維持	52年	浸水 0.5~1.0m	
4	多賀	76	71	74	70	減少 傾向	51年	浸水 0.5m 未満	
5	長房西	89	92	95	87	現状 維持	20年		
6	市役所内 (小規模保育)	12	15	13	13	減少 傾向	6年	浸水 1.0~3.0m	

## 5 参考資料

地域別の状況【施設数及び利用定員数】(令和6年(2024年)4月1日時点)



※1 認可保育所及び認定こども園は分園を含めた施設数である。

※2 地域型保育は家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業を合算した施設数である。

※3 横川学園は、2つの建物により構成される1つの認定こども園であるが、それぞれの建物が西部地域と西南部地域に分かれて所在しているため、各地域の施設数に算入している。

## 市全体

認可施設	施設数	利用定員数
1認可保育所	96施設	8,484人
2認定こども園	23施設	3,218人
3幼稚園	25施設	6,080人
4地域型保育	27施設	282人
計	171施設	18,064人

## 北部地域

認可施設	施設数	利用定員数
1認可保育所	6施設	694人
2認定こども園	1施設	84人
3幼稚園	1施設	175人
4地域型保育	1施設	10人
計	9施設	963人

## 中央地域

認可施設	施設数	利用定員数
1認可保育所	30施設	2,459人
2認定こども園	4施設	473人
3幼稚園	7施設	1,350人
4地域型保育	9施設	147人
計	50施設	4,429人

## 東南部地域

認可施設	施設数	利用定員数
1認可保育所	9施設	777人
2認定こども園	4施設	545人
3幼稚園	2施設	520人
4地域型保育	6施設	50人
計	21施設	1,892人

## 東部地域

認可施設	施設数	利用定員数
1認可保育所	18施設	1,798人
2認定こども園	4施設	448人
3幼稚園	8施設	2,270人
4地域型保育	3施設	27人
計	33施設	4,543人

## 6 用語解説

### あ行

#### 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業。

#### 医療的ケア児

呼吸管理(酸素吸入)、経管栄養(経鼻経管・胃ろう・腸ろう)、吸引(口腔・鼻腔)、導尿等の医療的ケアが必要な児童。

### か行

#### 家庭的保育事業所

八王子市の認可を受けた、自宅の居室を保育室として使用し、家庭的な雰囲気のもとで0歳児から2歳児の少人数(3~5人)に保育を行う施設。

#### 企業主導型保育事業所

企業主導型の事業所内保育事業で、人員・設備等は認可並の質を確保し、国の助成を受けている施設。児童福祉法上は認可外保育施設。

#### こども誰でも通園制度

保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園・保育所等を利用してない0歳児から2歳児の未就園児を定期的に預かる制度。

#### こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会のことを指す。今後、国として目指していく社会の在り方であり、令和5年(2023年)12月22日に策定された「こども大綱」で定められている。

### さ行

#### 事業所内保育事業所

八王子市の認可を受けた、会社等の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもに保育を行う施設。

#### 指定管理者制度

地方自治法第244条の2に定められている公民連携の手法の一つ。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として、市の指定を受けて公の施設をノウハウのある民間事業者等が管理する。

#### 児童発達支援センター

施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

### 小規模保育事業所

八王子市の認可を受けた、0歳児から2歳児の少人数(6~19人)に保育を行う施設。

### 職員配置基準

幼児教育・保育施設において園児の人数に対して最低限必要な保育者の人数を指す。認可保育所、認定こども園又は地域型保育事業については市の条例で基準を定めている。

### すくとくシート(就学支援シート)

保育園・幼稚園・認定こども園等での生活や集団活動の時に個別の対応が必要な園児が小学校に入学したとき、その子に合った対応や配慮が継続されるよう対応の様子等を引き継ぐとともに、就学後に必要な対応について考えていくために使用する。

### ソーシャルワーク

社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活(QOL)を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくこと。

### た行

#### 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、子ども・若者育成支援センター(旧児童館)など地域にある身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や育児相談ができる場を提供する事業。

#### 定期利用保育

パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保護者の多様な就労形態と保育需要に対応することを目的として、保育所等において児童を複数月にわたって継続的に保育する制度。

#### とうきょうすくわくプログラム

すべての乳幼児の「伸びる・育つ(すくすく)」と「好奇心・探究心(わくわく)」を応援する幼保共通のプログラム。

#### ドキュメンテーション

保育の現場で子どもの活動や成長を写真、動画、音声、文字などで視覚的に記録する手法。

### な行

#### 認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)以外の施設。

#### 認可保育所

児童福祉法に基づく認可を受けた市又は民間事業者が運営する保育施設。

#### 認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、東京都が設置を認証した保育施設。

#### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つほか、地域の子育て支援も行う施設。保護者の就労状況に関わらず、教育・保育を一体的に行う。施設は4類型に分けられる。

・幼保連携型

幼稚園と保育所両方の機能をあわせ持つ单一の施設として、教育・保育の提供を行う施設。

・幼稚園型

幼稚園が保育の必要な子どもの保育時間を確保するなど、保育所としての機能を備える認定こども園。

・保育所型

認可保育所が保育の必要な子ども以外を受け入れるなど、幼稚園的な機能を備える認定こども園。

・地方裁量型

認証保育所が、幼稚園的な機能を備えた認定こども園。

### ノンコンタクトタイム

保育者が、勤務時間中に園児と関わらない時間であり、業務時間として保育以外の業務を行う時間。

### は行

#### はじめの100か月の育ちビジョン

子どもを妊娠してから小学校1年生までの期間が長い人生において非常に重要な時期であることを踏まえ、子どもの誕生前から切れ目なく心身の健やかな育ちを保障し、将来に渡って幸せな状態(ウェルビーイング)の向上を目指す目的で国が策定したもの。

#### 非認知能力

知能検査や学力検査では測定できない能力。具体的には、やる気、忍耐力、協調性、自制心など、人の心や社会性に関する力。

#### 保・幼・小連携

- ①幼児教育・保育施設で育まれた資質・能力と小学校教育により育成すべき資質・能力が円滑につながるよう連携すること。
- ②地域の中で子どもの発達を継続したものとして捉え、子どもが健やかに育つよう、幼児教育・保育施設、小学校、学童保育所、子ども・若者育成支援センター、こども家庭センターなどが相互に連携する取組。

### や行

#### 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)

平成30年(2018年)の保育所保育方針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に伴い、追加された保育所・幼稚園・認定こども園における新しい共通指針。具体的には、健康な心と体、自立心、協同性、道徳・規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感情と表現といった10項目から成る。

### 幼児教育・保育アドバイザー

幼児教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育・保育施設を巡回し、幼児教育・保育の内容や援助方法、環境の改善等について支援を行う者のこと。

### 幼児教育・保育センタースーパーバイザー

幼児教育・保育センターにおける具体的な課題に対し、専門的な立場から指導または助言を行う者。

### 幼稚園

学校教育法に基づき満3歳以上の幼児を対象として保育し、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設。

